

【照会先】

旭川市保健所 衛生検査課 食品保健係
電話 0166-25-5324（直通）

関係各位

食中毒警報の発令について

1 発令番号 第 13 号

2 発令日時 令和8年8月17日（月） 午前10時

3 解除日時 令和8年8月21日（金） 午前10時（96時間）

4 発令区域及び発令基準

発令区域	発令基準	摘要
旭川市内一円	1	

警報発令基準：

- 1 発令日当日の最高気温28℃以上が予想される場合
- 2 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合
- 3 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合
- 4 その他保健所長が特に必要と認める場合

5 発令中の注意事項

- (1) 調理前、食事前、トイレの後などはよく手を洗うこと。
- (2) 食品、原材料の常温放置をさけ、冷蔵庫などで保管すること。
- (3) 食品は、中心部まで十分に加熱して食べること。
- (4) 生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
- (5) ふきん、まな板等の調理器具の洗浄、殺菌を励行すること。
- (6) 焼肉等の際は、生肉を取り扱う器具と食べる箸を使い分けること。